

食品衛生法違反に関する情報（区衛生課、食品衛生検査所）

令和6年4月～令和6年6月
食品衛生法違反事例（食中毒事例を除く）

No	発見年月日	食品等の名称	内容	根拠
			違反事例なし	

上記違反食品等による危害防止のため、必要な措置、指導等を実施した。

【参考】

法、条例等	主な規定内容
食品衛生法第6条第1号	腐敗、変敗若しくは未熟な食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第6条第2号	有毒、有害な物質が含まれ、若しくは付着した食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第6条第4号	異物の混入等により、人の健康を損なうおそれがある食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第13条第2項	規格、基準等にあわない食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第13条第3項	一律基準を超えて農薬、動物用医薬品等が残留する食品の販売等の禁止
食品衛生法第18条第2項	規格、基準等にあわない器具又は容器包装の販売等の禁止

食品衛生法違反に関する情報（食肉衛生検査所）

令和6年4月～令和6年6月
食品衛生法違反事例（食中毒事例を除く）

No	発見年月日	食品等の名称	内容	根拠	措置、指導内容等
1	R6.5.22	牛の腎臓	動物用医薬品（セファゾリン） 基準値超過	法第13条第2項	・当該部位は検査のため全量収去 （検査所で保存期限後に廃棄） ・生産者を管轄する家畜保健衛生所に文書通知
2	R6.6.24	豚の腎臓	動物用医薬品（ドキシサイクリン） 基準値超過	法第13条第2項	・当該部位は検査のため全量収去 （検査所で保存期限後に廃棄） ・生産者を管轄する家畜保健衛生所に文書通知

【参考】

法、条例等	主な規定内容
食品衛生法第6条第1号	腐敗、変敗若しくは未熟な食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第6条第4号	異物の混入等により、人の健康を損なうおそれがある食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第13条第2項	規格、基準等にあわない食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第13条第3項	一律基準を超えて農薬、動物用医薬品等が残留する食品の販売等の禁止